



Autoterminal Japan Ltd.
1-17-69 Shiohama Kisarazu-shi
Chiba 292-0838 Japan
Phone : +81-438-30-7488
Fax : +81-438-30-7489
URL : www.inspections.jp

Autoterminal Japan 株式会社 一般取引諸条件

第1条 本規約

Autoterminal Japan 株式会社（以下、「ATJ」）は、以下の規定する一般取引諸条件（以下「本規約」）に従って、ATJ のサービスを提供し、ATJ とお客様の間のサービス提供、契約、合意その他すべての取引には本規約が適用され、サービスの発注を行う場合は、顧客は本契約を承諾したものとみなされる。顧客からのすべての依頼は書面で行うこととし、ATJ によって書面で確認される。

第2条 本規約の変更

ATJ は、必要と判断した際に、お客様の承諾なしに本規約の変更ができるものとする。なお、この場合、ATJ サービスの利用条件は変更後の本規約に基づくものとする。本規約の変更は、ウェブサイトまたはATJが別途定める方法で随時公表される。変更後の本規約は、ATJが公表した時点から効力を生じるものとする。

第3条 サービス

ATJ が提供するサービスは、あらゆる妥当な注意、技能、公平性および職務上の責任をもって提供され、本規約に基づき提供されるサービスの対象に関する変更は、当事者間で書面をもって合意しなければならない。

ATJ は、車両の輸出前検査、証明、処置及び認証に関する業務に従事する独立した検査会社である。ATJは原則として、下記のサービスを提供する。

1. 日本国内における中古自動車バイオセキュリティ検査、走行距離検査、車両査定検査、車体構造検査、放射線検査、輸出抹消証明書検証および熱処理
2. 日本国内および海外の中古自動車の路上適正検査
3. 上記に関する証明書及び報告書の作成と発行

第4条 価格および支払い

サービス価格は、ATJ によって書面で適宜告知されるものとする。ATJ は市場の状況や規制上の要請に基づき、サービス価格を随時改訂する権利を留保する。サービス価格は、顧客に対してサービスが履行される時点における価格とする。

提供されるサービスについてATJが見積書を交付し、且つサービス価格が記述されているときは、見積書は、その交付日から当月末まで有効とする。

路上適正検査の価格については、日本円の料金設定は前々月の平均為替レートを用いる。

顧客はすべての明記された価格に適用される公租公課が加算されうることに同意する。

追加的費用については顧客の負担とし、ATJ は当該追加費用に関して受領した根拠となる請求を提示して顧客に当該費用を請求する。

書面による別段の合意がない限り、顧客はサービスを受ける営業日前日の15時までに、サービスの価格をその関連する費用及び租税とともに、ATJ に支払わなければならない。すべての控除または相殺することなく満額で行い、ATJ による別段の指示がない限り銀行振り込みにより支払うこととする。

ATJ は、顧客が不履行状態にある間、サービスの履行を停止することができ、本条に基づく権利の行使に際しては、顧客の被る損失または損害について顧客に対して責任を負わないものとする。

顧客は、合理的な事務弁護士報酬または債権取立て代行業者手数料を含め、合意に含まれる権利の行使に際してATJの負う経費、支出及び訴訟費用をATJに支払うこととする。

サービスを提供する過程で予期せぬ問題または費用が発生した場合、ATJ はその旨を顧客に知らせることに務めるものとし、サービス提供を完了するために発生した追加の時間及び費用の補填するため、合理的な追加料金を請求する権利を有するものとする。

第5条 顧客の義務

顧客は、ATJ が合意に基づく義務を履行することができるよう、以下の事項を含めすべての必要な事項を行う。

1. ATJにより必要とみなされる場所及び検査施設への立ち入り利用機会を含め、すべての必要で且つ要求される文書類及び情報を適時に提供すること
2. 全ての既知でかつ合理的に予期される危害の告知及び軽減を含め、ATJの従業員の為の安全かつ確実な労働環境を確保すること

第6条 責任及び免責

ATJ は適切な注意と技術をもってサービスを実施する。当該注意及び技術が伴っておらず、且つATJの過失が証明された場合にのみ、当該義務を履行しなかったことに関して責任を負う。契約違反及び／又は適切な技術と注意を行使しなかったことに関して発生する損失、又は費用についての請求に関するATJの責任は、いかなる場合であっても、ATJと顧客が合意したサービス提供に関する料金の10倍を超えないものとする。

顧客はATJに対して、上述の請求を正当化するために主張する事実を発見した時から30日以内に書面による通知をしなければならない。さもなければ、当該請求は権利放棄されたものとする。ATJ がサービスを提供した日またはサービス提供がなされなかったとされる場合におけるサービス提供が完了したであろう日から6か月以内に訴訟が提起されない限り、ATJ、ATJの関連会社、代理人及び下請人、並びにその他の各役職員は、損失、損害又は費用を含むすべての請求から免責されるものとする。

ATJ が本規約の各条項に基づいて顧客の損失、損害又は費用に責任を負う場合を除き、顧客は ATJ, ATJ の関連会社、代理人及び下請人、並びに各役職員を第三者からのすべての法的費用及び支出等それらの性質のもの、並びに請求の原因となるサービス提供又はサービスの不提供に関連して生ずる、損失、損害又は費用に関するすべての請求(又は請求の恐れがある場合)から免責しなければならない。

ATJ, ATJ の関連会社、代理人及び下請人、並びに各役職員は、間接的、派生的または懲罰的損害賠償(利益の喪失、事業機会の損失、信用の損失、製品のリコール費用及び／又は契約解除を含むがこれらに限らない)の責任を負わないものとする。

ATJ は合意したサービスの範囲に関する作業箇所が、関与する検査員及び／又は当事者の合理的な試みをもってしても物理的または実質的に見えない、および／又は近づけない場合、調査結果に責任を負わないものとする。

不可抗力(天災(洪水、地震、津波など)、戦争・紛争状態(テロを含む)、暴動、火災、禁輸措置、政府による規制、ストライキ又はその他の労働騒動、システムの誤作動、通信環境の故障又はその他の ATJ の合理的な支配の及ばない原因を含むがこれらに限らない)により直接的又は間接的に起因する遅延、サービスの提供の失敗又は中断、及び／又はその他の義務に関して、ATJ が当該不可抗力の発生に関して即座に顧客に足して書面による通知をした場合、ATJ, ATJ の関連会社、代理人及び下請人、並びにそれらを代表する役職員は、顧客に足して責任を負わないまたは債務不履行とみなされないものとする。

第7条 検査証明／報告

顧客の指示及び ATJ の規制当局の承認に従い、ATJ は、受領した指示の範囲内及び・又は両当事者が合意したサービスの範囲に基づいて、検査証明及び／又は報告書を発行するものとする。ATJ は顧客の指示及び／又はサービスの範囲について参照または報告する義務を負わないものとする。

別段の合意がない限り、ATJ が作成した証明書又は報告書は、顧客の排他的使用のみの為に作成されたものであり、その他の個人または団体が使用することはできない。

顧客が ATJ に対して、証明書又は報告書を第三者に発送することを要請した場合は、当該第三者は、当該証明書又は報告書から生じるいかなる権利も、ATJ 又は代理人、下請け会社、役員及び従業員に対して主張することはできない。

顧客は ATJ の署名による事前承認なく、前述の証明書及び／又は報告書の抜粋を修正、再作成、又は使用してはならない。

顧客が ATJ に対して、証明書、報告書又検査結果を専用サイトまたはメール経由で送信することを要請した場合、ATJ はその指示に従い、それらの写しを送信できる。この場合、顧客は上述に関連する全ての考えられるリスク又は存在的な危険性を認識及び承諾し、ATJ は、直接的にも間接的にも、上述の手段又は方法を使用、又は信頼したことに関連し発生する、又は発生したと主張される、損害また損失に足して責任を負わないものとする。

第 8 条 秘密保持

各当事者は、本規約に基づく契約関係から得られる、営業及び貿易に関するすべての秘密及びその他の秘密又は専有情報（以下「秘密情報」）を保持しなければならない、相手方の事前の書面による同意なく、本規約に基づく契約関係の目的を果たすために必要な場合を除き、当該秘密情報を第三者に開示又は使用してはならない。秘密情報には以下の情報は含まないものとする。(i) 公知又はアクセス可能な情報、受領当事者が秘密保持機務に違反することなく第三者から開示又は受領した情報、(ii) 認定機関の評価の目的、又は情報受領当事者が服する法的又は規制上の要件に従った、認定機関に開示することが求められた情報。加えて、顧客からの発注に関する義務を履行するために、ATJ は情報を関連会社、代理人又は下請人に開示することができる。

第 9 条 反社会的勢力

顧客は、顧客及びその関連会社並びにそれらの取締役、役員及び従業員が、下記のいずれの区分にも該当しておらず、今後も当該区分に該当しないことを表明及び保証する。

1. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、準暴力団、準暴力団員、暴力団の関連会社又は団体、総会屋、その他反社会的勢力に準ずる者）
2. その活動又は経営において、反社会的勢力に実質的関与が示される関係を反社会的勢力間いの中で有する個人または団体
3. その活動において、反社会的勢力との一定の取引及び反社会的勢力の利用がみられる個人または団体
4. 反社会的勢力の維持及び管理を目的として、反社会的勢力への資金その他これに類する協力を提供する個人または団体
5. 反社会的勢力との間で、社会的に非難されるべき関係を有する個人または団体

顧客が本条の表明及び保証に違反していると認められるときは、ATJ は、予告なく合意を終了し、当該違反に起因する損害賠償金を請求することができ、顧客が ATJ に対して負っている一切の責務その他の義務は、直ちに弁済すべきものとする。

第 10 条 知的財産

顧客の購入する ATJ サービスにおける全ての著作権及び知的財産は、ATJ が完全に保持するものとする。これには、ATJ サービスの履行課程で ATJ が創作する資料、文書、報告、記録、発行物、手順、技法、方法及び方法論、ノウハウ、ソフトウェア、ユーザーインターフェース及びスクリーン設計その他のあらゆる種類の成果が含まれる。資料等における知的財産権が当初段階で顧客に帰属するものであるときは、顧客はここに当該権利を完全に ATJ に譲渡し当該権利は直ちに効力を有する。

目的の問わず、ATJ 又は関連会社の名称、ロゴ又は登録商標の使用は、ATJ の書面による同意がない限り認められない。

本第 10 条は、合意の終了又は満了後も存続するものとする。

第 11 条 雑則

合意は、日本の法律に遵守するものとし、当事者らは、日本の裁判所が合意に基づき提起される紛争を裁判する専属管轄権を有することに同意する。